

静岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年7月22日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,874
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 486,713
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区 | | 選挙区 | | 選挙区 | |
|----------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 下田市・賀茂郡 | 18,955 | 富士市 | 70,088 | 掛川市 | 31,754 |
| 伊東市 | 20,323 | 富士宮市 | 36,864 | 袋井市・森町 | 28,291 |
| 熱海市 | 11,191 | 静岡市葵区 | 71,716 | 磐田市 | 45,549 |
| 伊豆市 | 9,110 | 静岡市駿河区 | 58,884 | 浜松市中区 | 65,032 |
| 伊豆の国市 | 13,826 | 静岡市清水区 | 67,514 | 浜松市東区 | 35,393 |
| 函南町 | 10,712 | 焼津市 | 38,445 | 浜松市西区 | 30,107 |
| 三島市 | 30,858 | 藤枝市 | 40,453 | 浜松市南区 | 27,825 |
| 清水町・長泉町 | 20,541 | 牧之原市・吉田町 | 20,432 | 浜松市北区 | 25,828 |
| 裾野市 | 14,314 | 島田市・川根本町 | 29,595 | 浜松市浜北区 | 26,589 |
| 御殿場市・小山町 | 29,467 | 御前崎市 | 8,980 | 浜松市天竜区 | 8,506 |
| 沼津市 | 55,515 | 菊川市 | 12,532 | 湖西市 | 16,051 |